

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年1月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1700076 号

厚生局事案番号 : 北海道（国）第 1700012 号

第1 結論

平成 6 年 2 月から平成 9 年 12 月までの請求期間及び平成 10 年 9 月から平成 12 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 6 年 2 月から平成 9 年 12 月まで

② 平成 10 年 9 月から平成 12 年 4 月まで

A 事業所の代表取締役であった平成 9 年の夏頃に、同事業所の事務員に国民年金保険料の納付を勧められ、当該事務員が、請求期間の国民年金保険料を納付したはずなのに、年金記録では、請求期間の保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料納付について、A 事業所の事務員（以下「事務員」という。）が、平成 9 年夏頃から納付を始めたとしているが、平成 9 年夏頃の時点では、請求期間①の保険料のうち一部の期間の保険料は時効により納付することができない。

また、B 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間①及び②の国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致していることから、事務員が、請求者の請求期間①及び②に係る保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、請求期間①は 3 年 11 か月と長期間である上、事務員が請求者の国民年金保険料の納付を始めたとする平成 9 年夏頃は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、請求期間①及び②に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、事務員が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。